

千船病院 医療安全管理指針

1. 基本理念

医療現場では、医療従事者のちょっとした不注意等が、医療上予期しない状況や、望ましくない事態を引き起こし、患者の健康や生命を損なう結果を招くことがある。

われわれ医療従事者には、患者の安全を確保するための不断の努力が求められている。さらに、日常診療の過程に幾つかのチェックポイントを設けるなど、単独、あるいは重複した過ちが、医療事故というかたちで患者に実害を及ぼすことのないような仕組みを院内に構築することも重要である。

本指針はこのような考え方のもとに、それぞれの医療従事者の個人レベルでの事故防止対策と、医療施設全体の組織的な事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故を未然に防ぎ、患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標とする。本院においては病院長のリーダーシップのもと、全職員がそれぞれの立場からこの問題に取り組み、患者の安全を確保しつつ必要な医療を提供していくものとし、全職員の積極的な取り組みを要請する。

①千船病院における安全管理に関する基本的考え方

千船病院は（以下「本院」という）は、医療を通じて社会に貢献することを理念とする社会医療法人が運営している急性期病院であり、その基盤として安全な医療を提供しなければならない。従来、安全な医療の提供は医療者個人の努力と責任で支えられてきた。しかし、「人間は間違いを犯すものである」という事実は、個人に依存した従来の安全対策では不十分であることを示している。そこで、たとえ個人が間違いを犯しても事故に至らないシステムも必要である。すなわち詳細な事例検討や情報収集を通して、病院組織全体として事故の発生しにくいシステムを整備することが、本院の安全な医療を提供するための基本的姿勢である。

また、システム整備と平行して医療の信頼を維持し、開放型病院としての役割を自覚し、効率の良い地域医療を提供することも必要である。このためには、医療の透明性を高め、事故が発生した際に、一定の基準に従って公表する姿勢を堅持しなければならない。

以上のような基本的な考え方のもと医療関連法規を遵守し、医療法施行規則第1条の11に基づき本院は医療の安全ならびに信頼確保に組織的に取り組まなければならない。

②医療に係る安全管理のための委員会及び本院の組織に関する基本的事項

安全管理の体制の確保及び推進のために医療事故防止対策委員会、医療安全管理室をおく。

1) 医療事故防止対策委員会

医療事故防止対策委員会は副院長を委員長とし、安全対策に関連した委員をもって組織し、以下の活動を行う。

委員会で立案した改善策の実施状況を必要に応じて調査し、指針等を見直す。

本院における医療事故等の情報を収集し、医療事故防止のための教育・研修等を決定する。

定例会は月1回とし、重大な問題が発生した場合等必要に応じて随時開催する。

委員会を効率的に運用するために次の小委員会をおく。

2) 医薬品安全管理委員会

医薬品の安全使用に関する事項を審議する。

3) 医療機器安全管理委員会

医療機器の安全使用に関する事項を審議する。

4) 医療事故調査委員会

医療事故に対して、病院組織として必要な具体的対応を審議する。

医療事故予防対策委員会は、院内感染防止対策委員会等の諸委員会や感染対策室等の部署と密接な連携を図る。

その他、必要な事項は別に定める。

「千船病院医療事故予防対策委員会会議規程」

「医療事故調査委員会規程」

医療安全管理室

医療安全確保及び推進のために医療安全管理室を設置する。

医療安全管理室に委員長をおき副院長（安全担当）をもってあてる。

安全推進の統括者として医療安全管理者をおく。

医薬品に関する責任者をおく。

医療機器に関する責任者をおく。

医療安全管理室は実務部署として医療安全対策室に室長、医療安全管理者、必要な職員をおき、室長は医療安全管理者をあてる。

各部門及び部署の医療安全を確保するため安全推進担当者（リスクマネージャー）をおく。

医療安全推進部は院内感染防止のために感染対策室と密接な連携をとる。

その他、必要な事項は別に定める。

③医療安全に係る従業者等への教育・研修に関する基本方針

医療安全活動を推進するためには、全ての従業者が本院の一員として医療安全に取り組まなければならない。そのために従業者の責務と倫理観を涵養し、医療の質の向上と安全の確保に必要な

知識と技術の修得ならびに、コミュニケーション能力の向上を目的に従業者の教育・研修を行う。全従業員を対象とした研修会・検討会を少なくとも年2回行い、医療安全推進に対する意識の向上を図る。職種別、部署別に医療事故防止対策に対しての検討会・研修会を行う。

新規採用者に対する医療安全の教育研修を行う。

医療安全管理者及びリスクマネージャーは必要な能力等を身につけるため、研修を受講する。

研修の実施内容について記録する。

④本院における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

本院における事故報告体制を整備する。事故等の報告について関連する情報を適切に収集分析し必要な対策を企画・実施する。対策の実施状況を評価し、更なる安全確保に繋がるよう活用する。

なお、事故報告体制については、「愛仁会千船病院事故防止体制」に準ずる

④医療事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故等が発生した場合は患者に対する処置を最優先し、患者及び家族に対し誠実に対応することを第一とする。更に、当事者は当該部署の関係者に医療事故発生時の対応の「医療事故発生時の連絡網」に基づき速やかに報告し、事実の隠蔽・秘匿につながる行為は行わない。

医療過誤や重大な事態が発生した場合は、早急に病院としての対応を検討し、必要に応じて警察・保健所・監督官庁に報告する。

重大な事故は全て「事故調査委員会」において審議を行い、過誤過失の有無を判断し、具体的な対応について検討する。

「医療事故発生時の緊急対応」

「医療事故等発生時における対応指針」

「医療事故等の報告および公表基準」

「愛仁会千船病院事故調査委員会規程」

⑤医療従事者と患者の間の情報共有に関する基本方針（患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針を含む）

安全な医療の確保を目的に医療従事者と患者の間の情報共有を推進するために、「診療情報の提供に関する指針」を定める。本指針は患者及び家族が閲覧できるようにホームページで公開する。カルテ開示に関する担当部署は医事科とする。

⑥患者からの相談への対応に関する基本方針

患者や家族からの相談に適切に応じる環境作りを目指し、苦情や相談に速やかに対応できる体制を確保するため「患者さま相談窓口」を設置し、外来センターを中心に対応する。また、必要に応じて、「患者さま等からの苦情に関する連絡網」により医療安全管理室や安全推進担当者（リスクマネージャー）と連携を図り対応の検討をする。

「愛仁会千船病院「患者さま相談窓口」の設置に関する規定」

⑦その他の医療安全推進のために必要な基本方針

医療安全を推進するためには、臨床の現場で臨床に携わる者から本院の管理者にいたるまでの全医療従事者が役割に応じて主体的に対策に取り組む必要があり、医療従事者全員がその普及活動に取り組まなければならない。